平成２８年（フ）第５４号
三重県名張市東田原2587番地
債務者　新名　鉄男
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５５号
三重県名張市東田原2587番地
債務者　新名　民子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１６５号
大津市国分１丁目19番23号マンションシズカK号
債務者　井上　吉隆（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２９号
広島県大竹市西栄３丁目３番16の104号　星の子ハイツ６
債務者　猪俣　　守
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３０号
広島県大竹市西栄３丁目３番16の104号　星の子ハイツ６
債務者　猪俣　春枝
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４６号
広島県東広島市黒瀬切田が丘１丁目29番３号
債務者　越智　康彦
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６１号
広島県東広島市西条中央５丁目22番２号まるたかコーポＥ101号
債務者　小川　勝則
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１５号
広島市東区牛田早稲田１丁目22番13―502号
債務者　坂井美津子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７号
山口県下関市一の宮町１丁目９番18―203号ハイツ新下関
債務者　正木　宏治
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
愛媛県松山市久保327番地
債務者　西本　誓一
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８２号
愛媛県松山市山越１丁目13番５号　コーラルガーデン山越416号
債務者　中川いずみ
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
北海道小樽市若松２丁目３番６号、前住所札幌市西区西野３条８丁目２番12号
債務者　川口　優子（旧姓山村・大谷）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第６１９号
京都府八幡市八幡三本橋33番地の２　第２千寿ビル102号室
債務者　冨田　浩二
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７５２号
京都市右京区太秦皆正寺町14番地１　シラトンハイツ207号
債務者　平尾　幸治
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
長野県佐久市岩村田2052番地４
債務者　清水久美子（旧姓小塙）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４８６号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番18―210号
債務者　高見　　伸
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２４号
神奈川県足柄上郡大井町金子99番地
債務者　高橋　信彦
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４号
松江市上乃木２丁目27―39ハイツプレアデス15号室、住民票上の住所島根県出雲市今市町1540番地
債務者　伏谷　貴純
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松江地方裁判所民事部